

下請法の基礎と最新動向

令和7年5月8日(木)

公正取引委員会事務総局中部事務所

下請課長 勝上一貴

1. 下請法と物流特殊指定について

2. 下請法改正に向けての動きについて

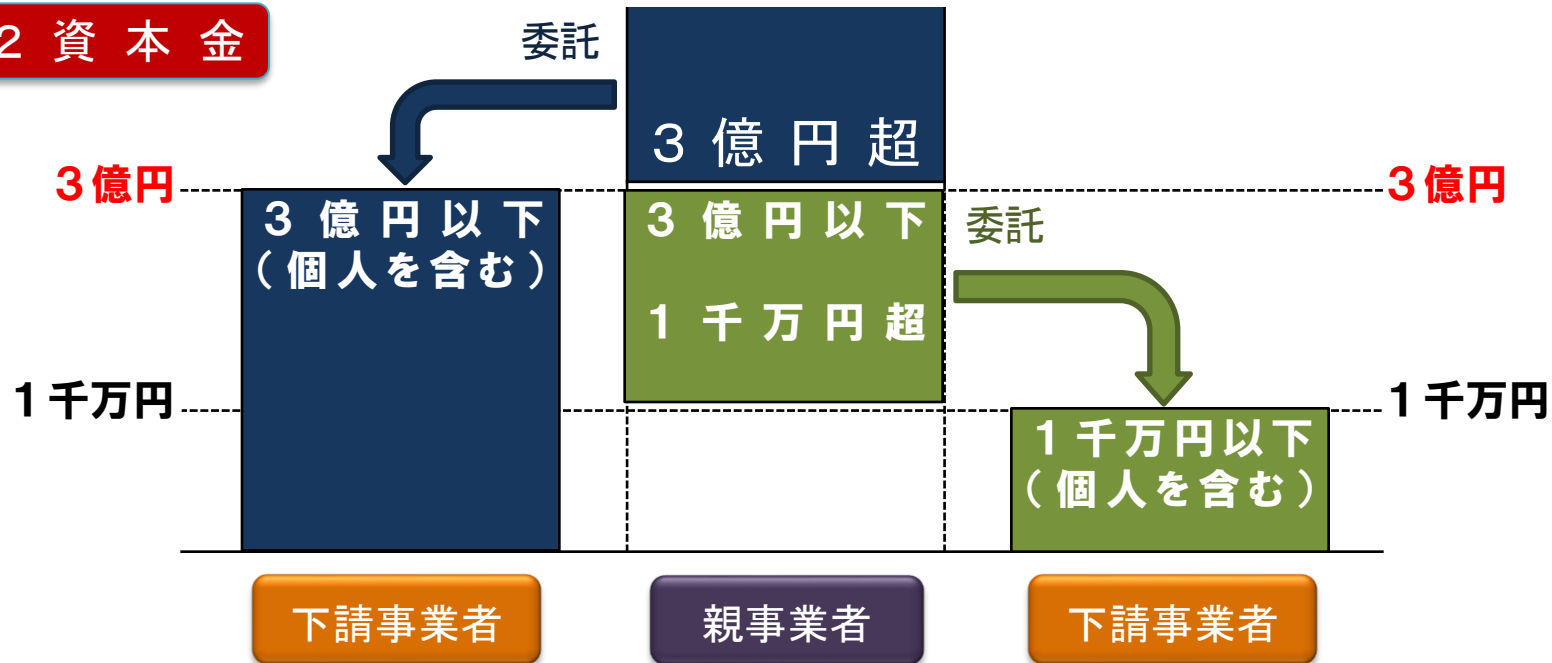
A 取引内容 & 資本金 (3億円基準)

1 委託内容

- 部品、金型等の製造委託
- 物品の修理委託
- 情報成果物作成委託のうちプログラム作成委託
- 役務提供委託のうち、物品の運送・倉庫保管、情報処理の委託



2 資本金



役 務 提 供 委 託

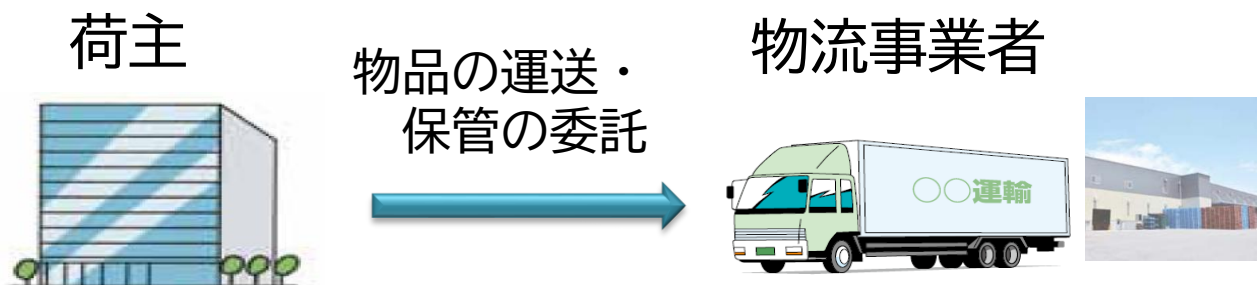
役務提供委託とは、役務の提供を請け負っている事業者が、その役務の全部又は一部を他の事業者へ委託することをいう。

(例) 貨物運送業者が、請け負った貨物運送業務のうち、一部経路の業務を委託する場合



【テキスト参照】13ページ～15ページ

- 物流特殊指定（正式名称:特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公平な取引方法）は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示。
- 荷主が物流事業者に対して、継続的に物品の運送又は保管を委託している場合において、荷主及び物流事業者の資本金や取引上の地位が物流特殊指定が定めるいずれかの関係にある時は、それぞれ特定荷主及び特定物流事業者として、物流特殊指定の対象となる。



荷主（特定荷主）	物流事業者（特定物流事業者）
資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下 （個人事業者を含む。）
資本金 1000 万円超 3 億円以下	資本金 1000 万円以下（個人事業者を含む。）
取引上の地位が優越している荷主※	取引上の地位が劣っている物流事業者※

※ 取引上の地位の優劣の判断に際しては、荷主と物流事業者の関係ごとに、取引依存度、荷主の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に考慮します。

物流特殊指定と下請法の適用対象となる取引



● 荷主と物流事業者との取引 → 「物流特殊指定」

● 物流事業者間の再委託取引 → 「下請法」

物流特殊指定と下請法が禁止している行為（対比表）

物流特殊指定	下請法
代金の支払遅延	下請代金の支払遅延
代金の減額	下請代金の減額
買ったたき	買ったたき
物の購入強制・役務の利用強制	物の購入強制・役務の利用強制
割引困難な手形の交付	割引困難な手形の交付
不当な経済上の利益の提供要請	不当な経済上の利益の提供要請
不当な給付内容の変更及びやり直し	不当な給付内容の変更及びやり直し
要求拒否に対する報復措置	
情報提供に対する報復措置	情報提供に対する報復措置
	受領拒否
	不当返品
	有償支給原材料等の対価の早期決済

1. 下請法と物流特殊指定について

2. 下請法改正に向けての動きについて

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（１）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（２）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（３）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（４）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（５）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（１）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（２）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（３）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（４）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

1(3) 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



1(4) 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

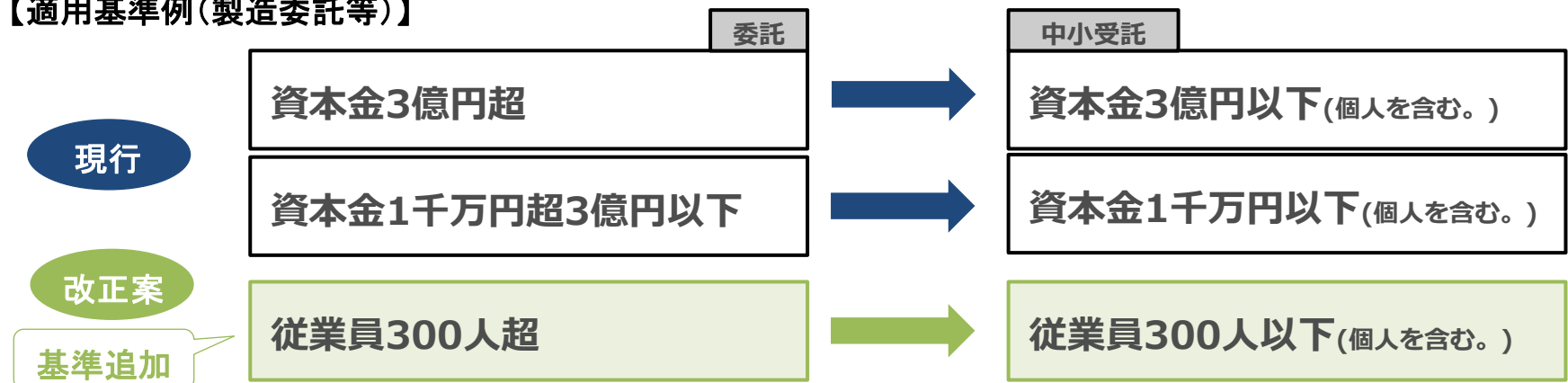
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



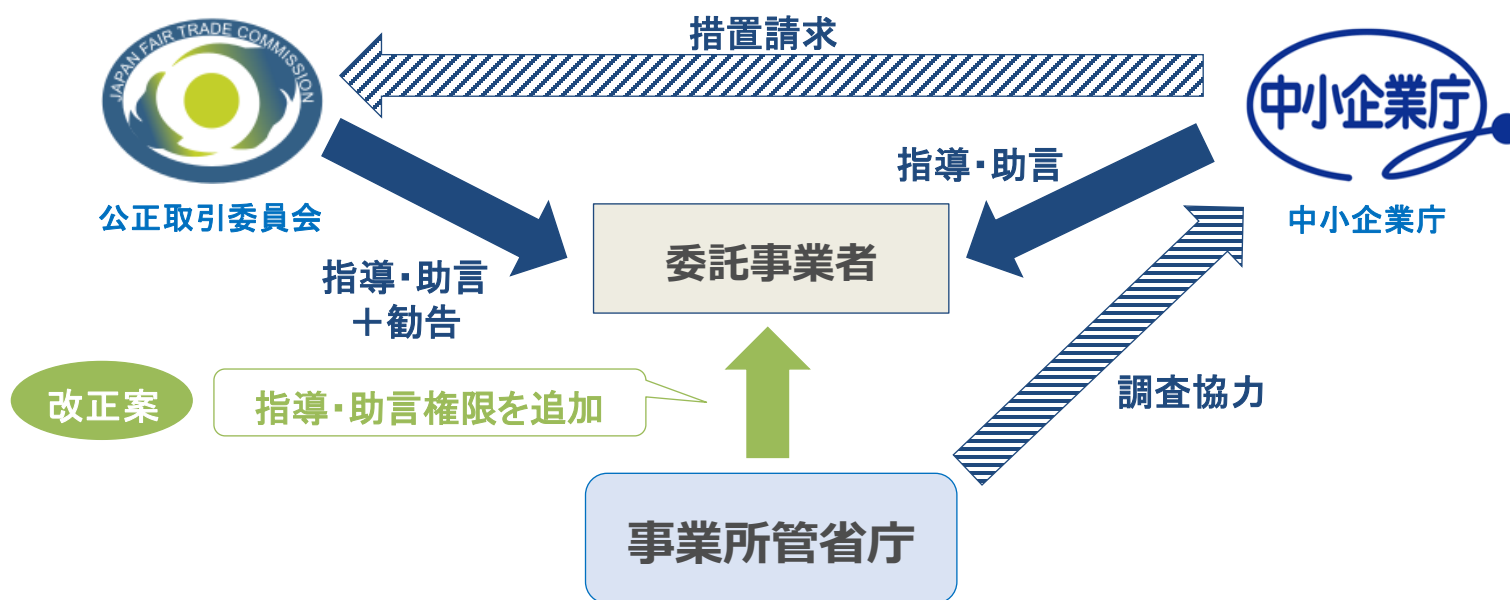
1(5) 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



3 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

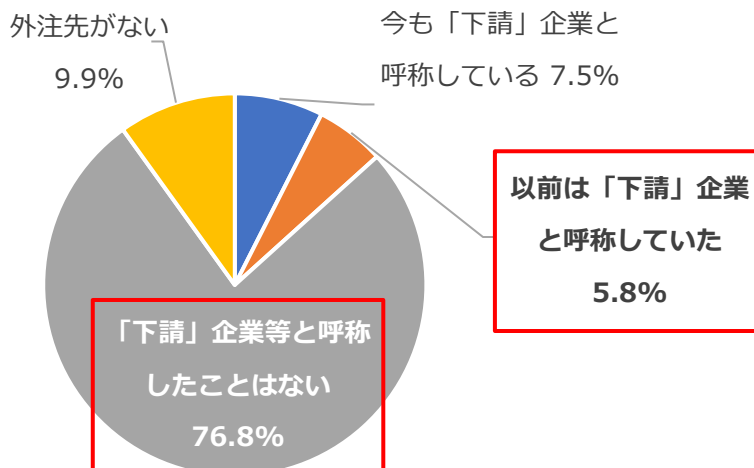
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

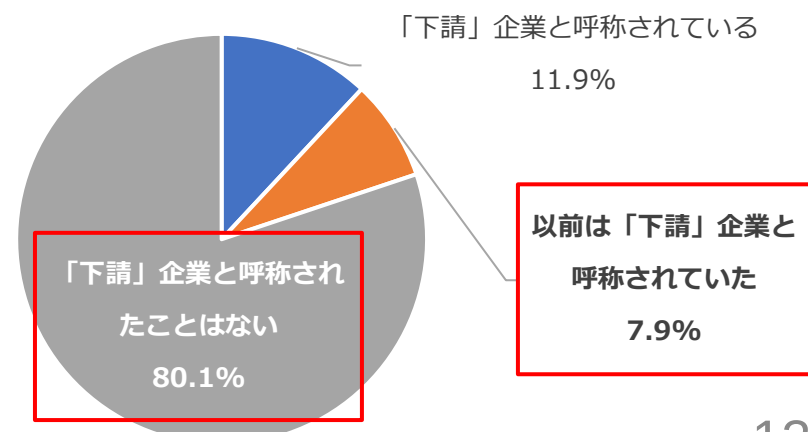
外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無
(n=3,583)

【受注者としての声】



・ 公正取引委員会の活動に関するお問い合わせ ・ 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
・ 会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 ・ 事業者団体の事業活動等についての相談 ・ 中小企業等協同組合の届出	経済取引 指導官	052-961-9422
・ 優越的地位の濫用に関する相談 ・ <u>物流特殊指定に関する相談</u> ・ 景品表示法についての一般相談 ・ 景品表示法違反被疑事実についての申告受付・調査	取引課	052-961-9423
・ <u>下請法についての相談</u> ・ <u>下請法違反被疑事実についての申告受付・調査</u>	下請課	052-961-9424
・ 独占禁止法違反被疑事実についての申告受付・審査	第一審査課	052-961-9425

公正取引委員会のHP(<https://www.jftc.go.jp/index.html>)では、
独禁法等の各種パンフレット、事務総長定例会見の発言内容、報道発表
資料(措置命令、実態報告書等)、相談窓口などがご覧いただけます。

